

2学年の特待制度について

■特待制度について

2学年の特待生制度について以下のように定める。

特待種類	内容	採用条件
入試特待生	授業料のうち就学支援金を除いた額を免除する。	前年度、入試特待生であった生徒が以下の基準を満たした場合、継続して入試特待生とする。
特別奨学生		以下の基準を満たした場合、人物、学習態度等を総合的に審査した上で、若干名が特別奨学生に認定される。

■基準

成績、出欠の基準は以下のように定める。

成績基準	<p>■模試成績</p> <p>①進研模試 7月、11月、1月3回の全国偏差値の平均値 国公立型 「国数英総合」が7.5以上 私文型 「2教科国英」が77.5以上</p> <p>②校内実力テスト 2回の偏差値の平均値 国公立型 「5教科総合」の2回の平均が7.5以上 私文型 「英国社」の2回の平均が7.5以上</p> <p>③駿台模試 第1回、第2回の2回の全国偏差値の平均値 国公立型 「英数国」が62.5以上 私文型 「英国」が6.5以上</p> <p>①～③のいずれか2つを満たすこと。</p> <p>■定期考査 ・5教科の評定平均が4.8以上であること。 ・赤点課題の対象となることがない。</p>
出欠等状況	<p>欠席10日以内かつ遅刻5回以下である。 ※長期の通院や入院等によるやむを得ない理由により超えた場合は、審査の上可否を学校側が決定する。</p>
その他	年度中に学則処分を受けた場合は、次年度の特待生、特別奨学生には認定されない。

■入試特待生の継続、特別奨学生の認定の通達時期

3月の学年末考査後に、該当の生徒に通達を行う。入試特待の継続・特別奨学生の認定は、校長面談を経て正式な決定となる。